

平成27年度香川県水産審議会 議事録

1 日 時 平成28年1月20日(水) 10:00~11:30

2 場 所 アイパル香川3階 大会議室(第5・6会議室)

3 出席者 服部委員、嶋野委員、宇都委員、大平委員、濱本委員、小川委員、持田委員、
山本(久)委員、山本(啓)委員、松本委員、青井委員

条例第7条第2項の規定により、本委員会が有効に成立。

4 議題

条例第7条第3項の規定により、会長の服部委員が議長となり、議事を進行。

(1) 報告事項

専門部会の開催状況について

松本委員が担い手対策部会の概要について報告。香川県水産業基本計画(案)の内容については、了承されたとのこと。また、知事から本審議会へ諮問があった「漁業士認定候補者の選考審査」について、指導漁業士候補者6名の適格性を審査し、全員適当であると決定したとのこと。

嶋野委員が栽培・養殖・流通部会の概要について報告。香川県水産業基本計画(案)の内容については、了承されたとのこと。

濱本委員が漁港・漁場整備部会の概要について報告。香川県水産業基本計画(案)の内容については、了承されたとのこと。

委員から質問等、特になし。

(2) 協議事項

1) 香川県水産業基本計画(案)について

事務局から、香川県水産業基本計画(素案)について実施したパブリック・コメントにおいて提出されたご意見とそれに対する県の考え方について説明。

続いて事務局が香川県水産業基本計画(案)について説明した後、協議に入る。

事務局： 部会の中で、TPPの取扱いについて消費拡大の面で記載してはどうかのご意見があった。

水産業への影響は当然懸念されるが、それぞれの施策がTPPへの対策となることから、消費拡大の部分だけに記載するよりも、全体の背景説明の中での記述やTPPを念頭に施策の展開を図るという記述にしたいと考えている。

委員： 香川県水産業基本計画(案) p12の消費者ニーズの調査について、どういう形で行うか、またどのような人をターゲットとしているのか。

事務局： 各種イベント等でアンケート調査を実施し、ご意見をいただいている。また本年度から消費者ニーズ調査事業を実施しており、地魚を購入していただける一般の方にアンケート用紙を配布し、回答いただき、ニーズを把握するという調査を実施している。さらに今後については、魚を買っていただいている方だけでは前向き意見が多くなるため、それ以外の方や、また流通関係の方の意見についても調査していきたいと考えている。

また、ターゲットについては、若い世代、子育て世代、退職されて生活にゆとりのある世代

等、世代ごとにアンケート調査等を実施し、それぞれに好まれる水産物の提供に努めたい。

委員： TPP について、養殖業については量が管理できることから、輸出の可能性が高いと考えるが、瀬戸内海の魚は少量多品種であり、まとまった量を確保し、輸出することは簡単ではないと考える。水産業界として影響が一番大きいのは、魚はただでさえ高いと消費者に言われているが、安く入ってくるものの影響、特に安い牛肉・豚肉の影響で、それらに引っ張られて今でも生産者等に安いと言われている魚価を、さらに下げざるを得なくなることへの懸念があることである。計画案のどこで書くかについては問題としないが、その辺りに注視していただき、施策を打っていただければと考えている。

事務局： 輸入農水産物がかなり入ってくるのではないかという懸念の中で、年末の話になるが生産者の方にご意見をいただいた。消費者の方にきちんと選択していただく上で、現在生鮮食品については原産地・原産国の表示があるが、加工品には適応されないというご意見をいただいたため、県として、国に対して表示を義務付けるよう要望し、現在国で具体的な検討が進められているときいている。

また、ご指摘のとおり地魚の流通・販売については、我々も意識しており、実際の施策展開の中でいろいろご相談しながら取り組んでいきたいと考えている。

委員： 資料 2-3 で、機能的食品表示制度、地理的表示保護制度が新たに出てきている。水産物では実績がないが、農業ではあるのか。

事務局： 新しい制度でもあり、今から取り組んでいくところである。

委員： 計画期間中の目標は点数で出るのか。

事務局： 本計画案では、いくつかの指標を示しているが、機能的食品表示制度、地理的表示保護制度については具体的な目標値は設定していない。調査・研究の上、有効に活用できるようであれば進めていくという形で考えている。

委員： 既存の地域ブランドでさえ、水産では「ひけた鯛」と「伊吹いりこ」、最近の農業での小豆島のオリーブが加わりやっと 5 つであり、全国最下位レベルである。本気で取り組まないとなかなかできないと考える。

議長： ほかに意見等なければ、香川県水産業基本計画（案）について、案のとおり適当である旨答申してよろしいか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、そのように答申する。

2) 香川県漁業士の認定について

以降について、個人情報を扱うため一般傍聴、報道関係者は退室。

事務局から香川県漁業士の認定について説明した後、協議に入る。（本年度は指導漁業士のみ）

委員から質問等、特になし。

議長： 質問等なければ、全員適格者であると答申してよろしいか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、そのように答申する。

(3) その他

議長： その他について、委員から何かあるか。

議長： 他に何もなければ、閉会としたい。